



30南保環第680号
平成30年8月20日

共栄建設株式会社
代表取締役 徳岡 敏明 様

京都府南丹保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 産業廃棄物処理施設設置等の目的
再生利用等が可能な木くずを破碎し、燃料用チップとして販売するため、破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に掲げる施設には該当しない施設）を設置する
- 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府船井郡京丹波町水戸白次郎13番3ほか10筆
- 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
処理方式：破碎（タブグラインダー方式）
処理する産業廃棄物の種類：木くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く）
- 事業計画書提出年月日
平成30年5月9日

担当	環境衛生室 環境担当 木林
電話	0771-62-4755